

東京都公報

発行
東京都

目次

公 告

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二件）……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…一

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「（一）氏名（団体にあっては団体名及びその代表者の氏名）（二）住所（団体にあっては所在地）（三）意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和六年二月七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

令和六年二月七日	
一 店舗名	東京都知事 小 池 百合子
二 店舗所在地	三菱ビル・丸の内二丁目ビル 千代田区丸の内二丁目五番一号ほか
三 設置者名	三菱地所株式会社
四 設置者住所	千代田区大手町一丁目一番一号
五 変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社トゥモロランドほか九名
六 変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社トゥモロランドほか九名
七 変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社スローウエアジャパンほか一名
八 変更前の小売業者の住所	港区西麻布二丁目二十四番十四号 バルビゾン七十三（株式会社スローウエアジャパン）
九 変更後の小売業者の住所	千代田区丸の内三丁目四番一号新 国際ビルヂング（株式会社スローウエアジャパン）
十 変更前の小売業者の代表者名	小林 淳二（アシックスジャパン株式会社）
十一 変更後の小売業者の代表者名	阿部 雅（アシックスジャパン株式会社）
十二 変更日	令和五年九月一日ほか
十三 届出日	令和六年一月二十四日
十四 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
十五 縦覧期間	令和六年二月七日から同年六月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十六 縦覧時間	
一 店舗名	丸の内パークビルディング・三菱一号館
二 店舗所在地	千代田区丸の内二丁目六番一号、二号
三 設置者名	三菱地所株式会社
四 設置者住所	千代田区大手町一丁目一番一号
五 変更前の小売業者の氏名又は名称	ELCジャパン株式会社ほか十四名
六 変更後の小売業者の氏名又は名称	ELCジャパン合同会社ほか十四名
七 変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社エスディーアイほか三名
八 変更前の小売業者の代表者名	藤枝 大嗣（株式会社エスディーアイ）ほか
九 変更後の小売業者の代表者名	藤枝 恵太（株式会社エスディーアイ）ほか
十 変更日	令和五年十月二十五日ほか
十一 届出日	令和六年一月二十四日
十二 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
十三 縦覧期間	令和六年二月七日から同年六月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
十四 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。	一 店舗名	丸の内仲通りビル・岸本ビルヂング
	二 店舗所在地	千代田区丸の内二丁目二番一号、三号
	三 設置者名	三菱地所株式会社ほか一名
	四 設置者住所	千代田区大手町一丁目一番一号ほか
	五 変更前の小売業者の氏名又は名称	トウミジャパン合同会社ほか八名
	六 変更後の小売業者の氏名又は名称	トウミジャパン合同会社ほか八名
	七 変更日	令和五年九月一日ほか
	八 届出日	令和六年一月二十四日
	九 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
	十 縦覧期間	令和六年二月七日から同年六月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
	十一 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について		
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。		
なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「（一）氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）（二）住所（団体にあつては所在地）（三）意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和六年二月七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。	一 店舗名	東京都知事 小 池 百合子 ROX・3G
	二 店舗所在地	台東区浅草一丁目二十六番五号
	三 設置者名	株式会社TORアセットインベストメント
	四 設置者住所	台東区浅草一丁目二十五番十五号
	五 変更前の駐車場の位置及び収容台数	隔地 十二台
	六 変更後の駐車場の位置及び収容台数	隔地 四台
	七 変更前の来客が駐車場を利用するこ	午前八時三十分から午後十一時まで
	八 変更後の来客が駐車場を利用するこ	午前八時三十分から午後十一時まで
	九 変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置	二箇所 隔地
	十 変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置	三箇所 隔地
	十一 変更日	令和六年九月十九日
令和六年二月七日	十二 届出日	令和六年一月十八日
	十三 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
	十四 縦覧期間	令和六年二月七日から同年六月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
令和六年二月七日	十五 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。